

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の方へ

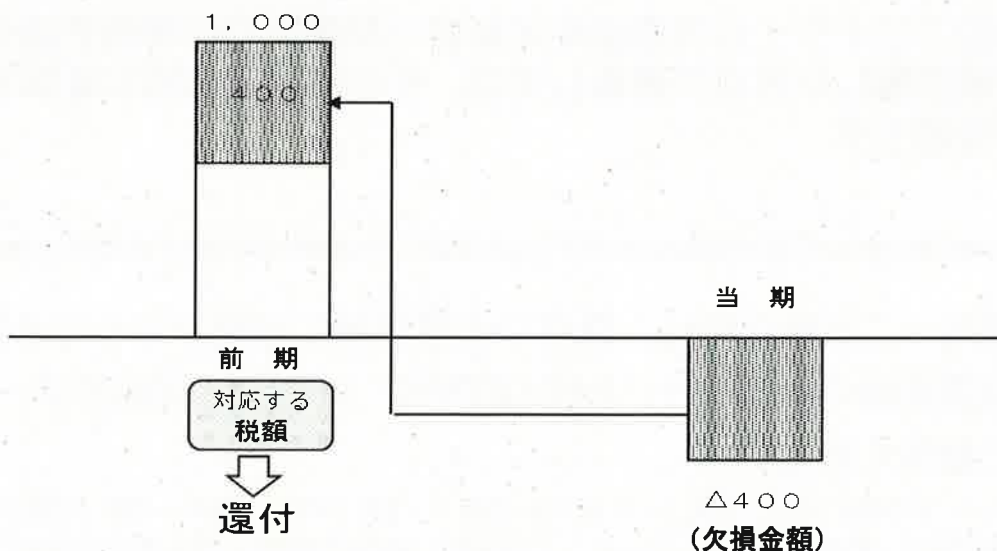
欠損金の繰戻し還付制度を利用できる 法人の範囲が拡大されました

- これまで、中小企業者等（資本金の額が1億円以下の法人など）が利用可能だった青色欠損金の繰戻し還付制度について、**資本金の額が1億円超10億円以下の法人も利用可能**となりました

青色欠損金の繰戻し還付制度とは

- 青色申告書を提出する法人に、確定申告書を提出する事業年度に生じた欠損金額がある場合には、その事業年度開始の日前1年以内に開始した事業年度に欠損金額を繰り戻して法人税の還付を受けられる制度です

<イメージ図>



新型コロナ税特法による欠損金の繰戻しによる還付の特例

- **資本金の額が1億円超 10億円以下の法人**について青色欠損金の繰戻し還付を受けることが可能となります
- **令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終了する事業年度**に生じた欠損金額について適用されます
- ただし、大規模法人（資本金の額が10億円を超える法人など）の100%子会社及び100%グループ内の複数の大規模法人に発行済株式の全部を保有されている法人等は除かれます

還付請求の手続

- 還付請求を行う場合は欠損金額の生じた事業年度の**確定申告書の申告期限までに還付請求書を提出**してください
- なお、新型コロナ税特法により本制度の対象となる法人が、令和2年7月1日前に確定申告書を提出している場合の請求期限は、令和2年7月31日となります
- 新型コロナウイルス感染症の影響で**期限までに申告や還付請求の手続が難しい方**につきましては、**その期限を個別に延長することが可能**です

- ご質問・ご不明な点は、最寄りの税務署にお問合せください。
- 還付請求書の様式など、手続の詳細については、国税庁ホームページをご参照ください。

（ホーム > 税の情報・手続・用紙 > 申告手続・用紙 > 申告・申請・届出等、用紙（手続の案内・様式）
> 税務手続の案内（税目別一覧） > 法人税 > [手続名] 欠損金の繰戻しによる還付の請求）

国税庁

検索

手続の詳細は右のQRコードにアクセス

https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/hojin/annai/1554_38.htm



新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の方へ

テレワーク等のための設備投資が 中小企業経営強化税制の対象になりました

- これまで、中小企業経営強化税制の適用ができる設備は「生産性向上設備」や「収益力強化設備」でしたが、「テレワーク等のための設備」も対象に追加されました

<イメージ図>

類型	生産性向上設備	収益力強化設備
要件	生産性が旧モデル比年平均1%以上向上する設備	投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備
対象設備	◆機械装置 ◆測定工具及び検査工具 ◆器具備品 ◆建物附属設備 ◆ソフトウェア（情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの）	◆機械装置 ◆工具 ◆器具備品 ◆建物附属設備 ◆ソフトウェア

テレワーク等のための 設備投資が追加

新たな類型（デジタル化設備）

遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかに該当する設備

- ◆機械装置
- ◆工具
- ◆器具備品
- ◆建物附属設備
- ◆ソフトウェア

中小企業経営強化税制とは

- 青色申告書を提出する中小企業者などが、指定期間内に、経済産業大臣の認定を受けた経営力向上計画に基づき取得等をした一定の規模の設備について、指定事業の用に供した場合、即時償却又は設備投資額の7%（資本金の額が3,000万円以下の法人などは10%）の税額控除をすることができる制度です
- 対象となる設備、経営力向上計画の認定については、中小企業庁のホームページをご覧ください

（中小企業庁：経営サポート「経営強化法による支援」）

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html>

- ご質問・ご不明な点は、最寄りの税務署にお問合せください。
- 制度の詳細については、国税庁ホームページをご参照ください。
（ホーム > 税の情報・手続・用紙 > 税について調べる > タックスアンサー（よくある税の質問）
> 法人税 > No.5434 中小企業経営強化税制（中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除）

国税庁

検索

手続の詳細は右のQRコードにアクセス



<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5434.htm>

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の方へ

消費税の課税選択の変更に係る特例について

税務署に申請し承認を受けることで、課税期間開始後であっても消費税の課税事業者を選択する（やめる）ことができます。

特例の対象となる事業者

- 新型コロナウイルス感染症等の影響により、令和2年2月1日から令和3年1月31日までの間のうち任意の1か月以上の期間の事業としての収入が、著しく減少（前年同期比概ね50%以上）している事業者

消費税の課税事業者を選択する（やめる）届出等の特例

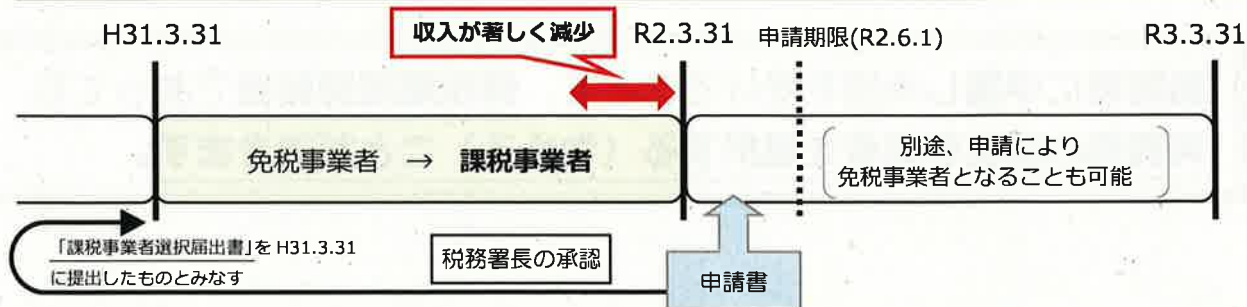
- **特例対象事業者は、税務署長の承認を受けることで、特定課税期間以後の課税期間について、課税期間の開始後であっても、課税事業者を選択する（又はやめる）ことができます。**
 - ※ 「特定課税期間」とは、新型コロナウイルス感染症等の影響により事業としての収入の著しい減少があった期間内の日を含む課税期間をいいます。
 - ※ 特例の承認を受けようとする場合、原則として、特定課税期間の確定申告期限までに、承認申請書を税務署に提出してください。
 - ※ 課税事業者の選択をやめる場合であっても、納税義務が免除される事業者は、その課税期間の基準期間（法人は前々事業年度、個人事業者は前々年）における課税売上高が1,000万円以下の事業者等です。
- **また、本特例により課税事業者を選択する（又はやめる）場合、2年間の継続適用要件等は適用されません。**
 - ※ このほか、新設法人が調整対象固定資産を取得した場合等における納税義務免除の制限について、税務署長の承認によりその制限を解除する特例が設けられています。



法人番号 7000012050002

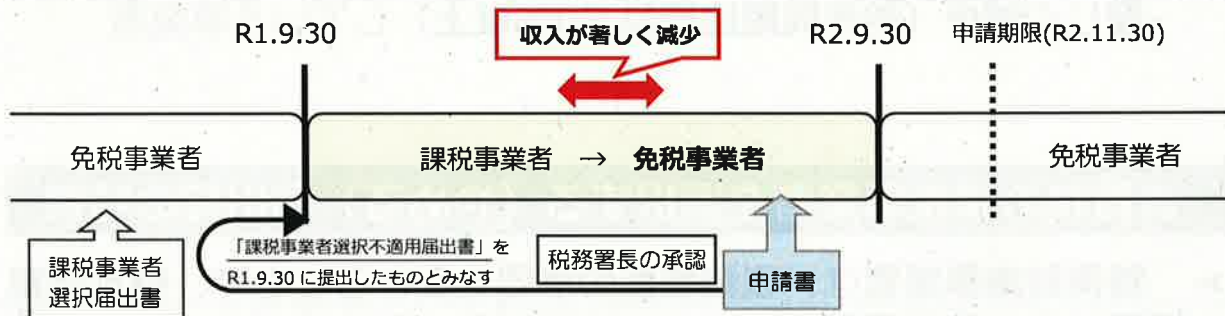
免税事業者が課税事業者を選択する場合の具体的な適用事例

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年3月1日から31日の1ヶ月間において、事業としての収入が著しく減少したため、令和2年3月期について、課税事業者を選択し、一般課税により申告を行う場合（3月末決算法人の場合）



課税事業者の選択をやめる場合の具体的な適用事例

当初、令和2年9月期について課税事業者を選択していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年3月1日から31日の1ヶ月間において、事業としての収入が著しく減少したため、令和2年9月期から課税事業者の選択をやめて免税事業者となる場合（9月末決算法人の場合）



(注) 免税事業者になることができるのは、その課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下の事業者等です。

簡易課税制度の適用に関する特例について

- 消費税の簡易課税制度の適用に関しては、現行法において、「災害その他やむを得ない理由が生じたことにより被害を受けた場合」の特例が設けられています（消費税法37条の2）。
- 新型コロナウイルス感染症の影響による被害を受けたことにより、簡易課税制度の適用を受ける（又はやめる）必要が生じた場合、税務署長の承認により、その被害を受けた課税期間から、その適用を受ける（又はやめる）ことができます。

- ご質問・ご不明な点は、最寄りの税務署にお問合せください。
- 申請書の様式など、手続の詳細については、国税庁ホームページをご参照ください。

国税庁

検索

詳細は右のQRコードにアクセス

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/keizaitaisaku/shohi/index.htm>



新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の方へ

消費貸借契約書に係る印紙税の 非課税措置について

特定事業者に対して行う一定の金銭の貸付けに係る消費貸借契約書のうち、令和3年1月31日までに作成されるものについて、印紙税が非課税となります。

特定事業者とは

- 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置によりその経営に影響を受けた事業者をいいます。

非課税措置の対象となる消費貸借契約書

- 特定事業者に対して、公的貸付機関等^{※1}又は金融機関^{※2}が他の金銭の貸付けの条件に比べ特別に有利な条件で行う金銭の貸付けに際して作成される消費貸借契約書

※1 公的貸付機関等とは、地方公共団体、政府系金融機関等をいいます。

※2 金融機関とは、銀行、信用金庫、信用協同組合等の民間金融機関をいいます。

還付申請の手続

- 印紙税が非課税となる消費貸借契約書について、既に印紙税を納付している場合には、「印紙税過誤納確認申請書」を税務署に提出(※)し、税務署長の過誤納確認を受けることにより、その納付された印紙税額に相当する金額の還付を受けることができます。

- ※ 提出の際は、できるだけ郵送での提出をお願いします。
- ※ 過誤納となった契約書等(原本)を提示又は過誤納となった事実を金融機関等が証明した書類(原本)を提出する必要があります。
- ※ 契約書等の原本が金融機関等に保管されている場合や、過誤納となった事実を金融機関等が証明した書類の発行については、借入先の金融機関等にお問合せください。
- ※ 「印紙税過誤納確認申請書」の様式は、国税庁ホームページからダウンロードすることができます。

「印紙税過誤納確認申請書」の記載要領

印紙税過誤納 確認申請書 充当請求書 GL2016

整理番号

〒000-0000 ○○市○○区○○町1-2-3 電話 ○○○○

国税商事 株式会社 代表取締役 国税太郎

税務署長 殿 請求者 個人番号 daadaadaadaa 同上代理人

下記のとおり印紙税法施行令第14条第1項の規定により過誤納の確認を申請します。
 下記のとおり印紙税法施行令第14条第4項の規定により過誤納の確認と充当を請求します。

区分	文書の種類	物件名	文書の名称又は呼称	納付税額	過誤納額	還付額	備考
1	消費貸借に関する契約書	金銭借用証書		1	10,000		
2							
3							
4							
合計 数量及び過誤納税額				1	10,000		
充 当 請 求 金 額						10,000	
還 付 金 額						10,000	

添付書類 ○○銀行の証明書 1通 参考事項

※ 上記の過誤納の事実のとおり令和 年 月 日確認し、充当請求金額については同日請求のとおり充当しました。
 なお、還付金額は、他に未納の国税等がない場合に右記お申し出の方法により還付することになりますので、後日、改めてお知らせいたします。

還付を受けようとする金融機関
 ○○
 ○○
 普通
 1234567

「消費貸借に関する契約書」と記載してください。

その契約書の実際の名称を記載してください。

過誤納となった理由として、「新型コロナウイルスに係る非課税」と記載してください。

その契約書に貼付した収入印紙の金額を記載してください。

その契約書の日付(作成日)を記載してください。

還付金を受け取る者(申請者)の口座情報を記載してください。

➤ ご質問・ご不明な点は、最寄りの税務署にお問合せください。
 ➤ 申請書の様式など、手続の詳細については、国税庁ホームページをご参照ください。

国税庁

検索

手続の詳細は右のQRコードにアクセス

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/keizaitaisaku/inshi/index.htm>

